

古川雨水幹線バイパス管整備に伴う
古川水路流入検討等業務委託仕様書

寝屋川市上下水道局下水道事業室

業務委託一般仕様書

第1章 総則

1 業務の目的

本委託業務（以下「業務」という。）は、古川雨水幹線バイパス管及び幹線水路整備後の古川水路の水位の変動を流出解析モデルで検証し、古川増補幹線取水高さの適切な配置を検討するものである。

2 一般仕様書の適用範囲

業務は、本仕様書に従い施工しなければならない。ただし、本仕様書に記載のない事項については、調査職員の指示に従い実施しなければならない。

3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

4 法令等の遵守

受注者は、業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

5 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

6 秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

7 公益確保の責務

受注者は、業務を行うに当たっては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害してはいけない。

8 許可申請

受注者は、業務を遂行するために必要な許可申請（占用許可等）に関する事務に必要な図面作成を遅滞なく行わなければならない。

9 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了にあたって発注者の契約約款に定めるもののほか、下記の書類を提出しなければならない。

(イ) 着手届 (ロ) 管理技術者等届 (ハ) 経歴書 (ニ) 業務工程表

(ホ) 納品書 (ヘ) 業務完了届 (ト) 引渡書 (チ) 請求書

なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度承認を受けなければならない。

10 管理技術者及び照査技術者

(1)受注者は、管理技術者及び照査技術者をもって、秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

(2)管理技術者は、技術士法に定める技術士のうち、技術部門を「上下水道部門（下水道）」又は「総合技術監理部門」で選択科目を「下水道」とする者を配置し、業務の全般にわたり技術的監理を行わなければならない。なお、主要な設計協議ならびに現地調査に出席しなければならない。

(3)受注者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

11 工程管理

受注者は、工程に変更を生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

12 成果品の審査及び納品

(1)受注者は、業務完了時に発注者の成果品審査を受けなければならない。

(2)成果品審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。

(3)成果品審査に合格後、本仕様書に指定された提出図書一式を納品し、発注者の検査員の検査をもって、業務の完了とする。

(4)業務完了後において、明らかに受注者の責めに帰すべき業務の瑕疵が発見された場合、受注者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

(5)受注者は、発注者の成果品審査に先立ち、受注者の責任において成果品の社内検査を行い、その実施を証するものを書面で提出しなければならない。

13 関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき、または協議を受けたときは、誠意をもってこれにあたり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

14 土地の立ち入り等

受注者が現地立ち入り測量等を実施する場合は、発注者が貸与する腕章を付けて

業務し、住民に迷惑を及ぼさないよう十分注意して、立ち入るものとする。

15 設計変更について

設計、測量、調査等に関する業務実施に伴う数量の増減による変更については、発注者設計歩掛りに基づき変更精算するものとする。

16 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合、または本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者で協議のうえ、これを定める。

17 測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）について

受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に基づき受注・変更・完了・訂正時に土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、調査職員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。

18 受注者は、委託業務の処理を第三者に委託し、請け負わせてはならない。ただし、再委託ガイドラインを遵守し、書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

第2章 業務内容

1 市が提供する令和7年度に作成した内水浸水想定区域図シミュレーションモデル（InfoWorksICM）を使用することとし、下記の内容を実施する。

作業項目	作業内容	細目
1. 基礎調査 1-1 資料収集	・既存下水道施設の整理	・管きよ、マンホール、水理構造物（ポンプ、ゲート等） ・降雨量、流量、水位、流速、ポンプやゲート等の運転記録、ポンプやゲート等の運転ルール
1-2 まとめと照査		
2. シミュレーション （現有施設的能力評価） 2-1 現有施設、計画施設的能力評価 2-2 問題点の抽出		・シミュレーション降雨データの入力および調整、対象降雨等での現有施設及び対策施設に対するシミュレーションの実施（現状の評価・再現・想定）

2-3 施設対策案の検討 と数値データ化及び入 力		<ul style="list-style-type: none"> ・対策施設 ① 古川雨水幹線バイパス管 ② 幹線水路 ③ 古川増補幹線 ・浸水等の発生原因の推定
2-4 対策施設案の評価		
2-5 対策施設の整理		
2-6 まとめと照査		
3. 提出図書の作成		・報告書、GIS データ、その他関係図書
4. 協議	発注者との計画協議	・業務着手時、中間打合せ3回、成果物納入時（最終）：計5回

第3章 成果品

提出する成果物は次のとおりとし、2部提出する。

- (1) 報告書 A4製本
- (2) 打合せ議事録
- (3) 解析データ 一式
- (4) 電子成果品 一式
- (5) その他関係図書

第4章 準拠すべき図書

業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

これら以外の図書に準拠する場合には、あらかじめ調査職員の承諾を受けなければならない。

- (1) 下水道事業の手引き（日本水道新聞社）
- (2) 下水道計画の手引き（全国建設研修センター）
- (3) 下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）
- (4) 下水道維持管理指針（日本下水道協会）
- (5) 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説（日本下水道協会）
- (6) 流出解析モデル利活用マニュアル（日本下水道新技術機構）
- (7) 下水道浸水被害軽減総合計画策定マニュアル（案）（国土交通省）
- (8) 水位周知下水道制度に係る技術資料（案）
- (9) 内水浸水想定区域図作成マニュアル（案）（国土交通省）
- (10) 水害ハザードマップ作成の手引き（国土交通省）

特記仕様書

1 契約期間：契約日から令和9年2月26日

2 業務内容

本業務は、流出解析モデルを活用したシミュレーションにより、古川導水幹線への分水地点や萱島ポンプ場への流下量を整理し、古川集水区における古川雨水幹線バイパス管の整備効果、また未完成である準幹線の現状と整備後の整備効果を確認するとともに、古川増補幹線の効果的な取水構造の整理と整備効果の可視化を目的とする。

(1) 基礎調査

資料収集（対象面積：古川集水区 620.31ha）

(2) シミュレーション

シミュレーションモデルは令和7年度に内水浸水想定区域図を作成したシミュレーションモデル（InfoWorksICM）を使用することとし、初回協議時にデータを提供する。既モデルは令和4年度にキャリブレーションを完了しているため、今回業務でのキャリブレーションは不要。

対象降雨は計画降雨1降雨（エスペイ法）とし、不等流計算によるものとする。シミュレーションケースは、①現況、②古川雨水幹線バイパス管整備後、③古川雨水幹線バイパス管整備後＋幹線水路整備後、④古川雨水幹線バイパス管整備後＋幹線水路整備前＋古川増補幹線整備後、⑤古川雨水幹線バイパス管整備後＋幹線水路整備後＋古川増補幹線整備後の5ケースを想定する。

(3) 対策施設案の評価、対策施設案の整理

古川雨水幹線整備後及び幹線水路整備後のシミュレーション結果により、古川水路から流入する古川増補幹線の取水施設の適切な取水高さの評価及び検討すること。

(4) 関係機関協議資料作成

シミュレーション結果から古川集水区全体の将来雨水流量を整理し、今後計画のある古川増補幹線の適切な取水位置を示す大阪府との協議資料を作成する。

(5) 提出図書の作成

上記検討内容をまとめた報告書を作成する。

3 電子データの作成

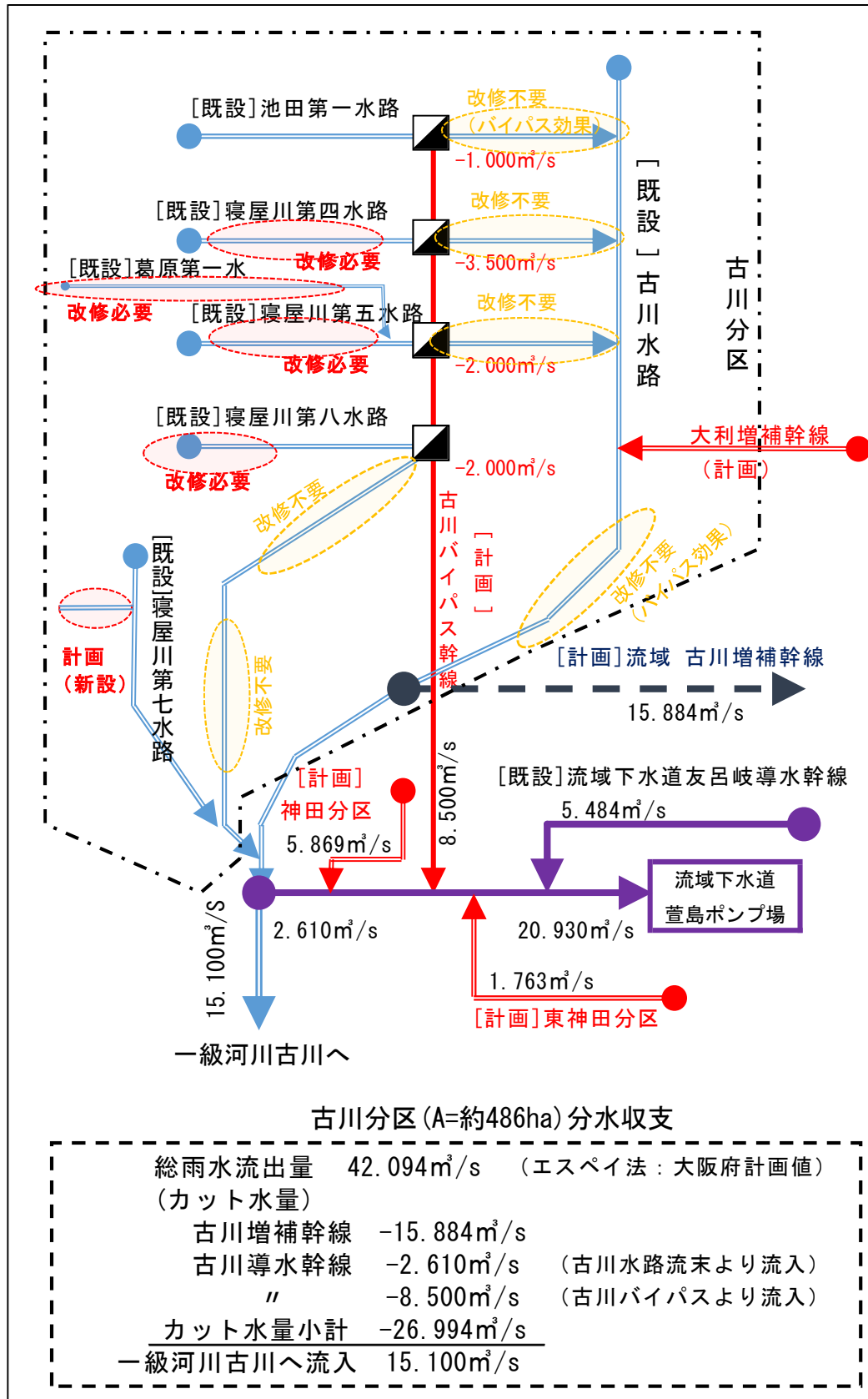
提出図書に係わる元データ（word、Excel等）は全て電子データとしてCDまたはDVDで納品すること。また、浸水解析等に使用・作成したデータは、今後の業務でも活用

できる形式で納品すること。

4 成果品の譲渡について

本業務の成果品に関する所有権及び著作権法の規定する複製権、貸与権、翻訳権、翻案権、二次的著作物の利用に関する原著作権の権利については、業務の完了と同時に発注者に譲渡するものとする。但し、本業務開始以前に受託者が有していた著作物または第三者の著作物が含まれているものを組み込む場合には、これら著作物に対する受託者または第三者の著作権法上の権利は、受託者または第三者に留保され、受託者は、本業務の成果品の利用に限り、これら著作物の利用を発注者に無償で許諾するものとする。

5 古川集水区



6 幹線水路未整備区間（青線）

